



あさぎ町 子育て支援情報誌



R6.4.1 改定

子育て支援一覧表（目次）

妊娠から出産・子育ての相談窓口・・・P 1

◎あさぎり町こども家庭センター

妊娠が分かったら・・・P 1～2

◎母子健康手帳（親子健康手帳）の交付

◎妊婦さんへの健康支援・相談

◆妊婦健康診査受診票及び妊婦歯科健診票の交付・助成 ◆妊婦訪問・相談

赤ちゃんがうまれたら・・・P 3～12

◎出生時に必要な届け出・手続き

◆出生届の提出 ◆出生届提出後の手続き ◆健康保険証の手続き

◆出生祝い金 ◆出産育児一時金の直接支払制度 ◆子ども医療費助成制度

◆児童手当

◎母子健康支援

◆新生児聴覚検査助成 ◆産後ケア事業

◆赤ちゃん訪問 ◆母子保健推進員訪問 ◆育児学級

◆乳幼児健診 ◆乳幼児発達相談 ◆予防接種事業

乳幼児の子育て支援・・・P 13～14

◎せきれい館

◎ブックスタート事業

◎病児・病後児保育事業

子どもを預ける・・・P 15～18

◎保育園・認定こども園

ひとり親家庭への支援・・・P 19～21

◎経済的支援

◆母子寡婦福祉資金、父子福祉資金 ◆児童扶養手当制度

◎生活上の支援

◆ひとり親家庭医療費助成制度

障がいのある子どもの子育て支援・・・

P 2 2 ～ 2 3

◎経済的支援

◆特別児童扶養手当 ◆障害児福祉手当 ◆重度心身障害者医療費助成事業

◎生活上の支援

◆障害者手帳

◎各種支援制度

◆生活や療育などの相談 ◆障がい児親の会 ◆各種福祉サービス

ファミリーサポートセンター・・・P 2 4

◎ファミリーサポート

◎子育てサロン

小・中学生に関する子育て支援・・・P 2 5

◆就学援助制度 ◆就学時健康診断

◎放課後健全育成事業（学童クラブ）

高校生以上への子育て支援・・・P 2 6

◆あさぎり町奨学金

子どもと子どもにかかわるすべての人への子育て支援・・・P 2 6

◆「こころの健康相談」および「メンタルヘルス相談」

各種相談・・・P 2 7 ～ 2 9

◆児童相談 ◆女性相談 ◆子どもの教育、いじめ相談

◆ニート、不登校、ひきこもり、非行等の子ども・若者相談

◆小児救急電話相談 ◆小児慢性特定疾病の医療費助成 ◆心の悩み相談

公園や遊び場等・・・P 3 0



妊娠から出産・子育ての相談窓口

◎あさぎり町こども家庭センター（R6年4月設置）

あさぎり町こども家庭センターは、こども、妊産婦、その家族の不安や悩みごとの相談支援窓口です。妊娠や出産、子育てに関する相談やひとり親や虐待に関する相談など気になることがあれば、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。（秘密は厳守します）

乳幼児期だけではなく、小中高校生の子どもに関する相談もできます。

☎ 45-5133（免田保健センター内・直通）

※こども家庭センターではR6.4月よりLINEでの相談も随時受付けています。
右のバーコードよりお友達登録をお願いします。



妊娠が分かったら・・・

◎母子健康手帳（親子健康手帳）の交付

妊娠から出産・育児の記録として、また妊娠・出産を通じた日常生活や育児のしおりとして妊娠届出をした全妊婦さんに交付しています。病院から届出を勧められたら早めにおいでください。原則として、月2回の交付日（第1・3月曜）を設けています。

事前にご予約ください。できるだけご夫婦でおいでください。

※交付に必要なもの

妊娠届出書 印鑑 上のお子様の母子健康手帳（親子健康手帳）

マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書

妊婦さん本人の通帳または口座番号のわかるようなキャッシュカード等
（あさぎり町出産応援ギフト申請時必要）

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課

☎ 45-7216（直通）

あさぎり町こども家庭センター

☎ 45-5133（直通）

（免田保健センター内）



◎妊婦さんへの健康支援・相談

◆妊婦健康診査受診票及び妊婦歯科健診票の交付・助成

おなかの赤ちゃんの発育はめざましく、それにつれて母体にもいろいろな変化が起きます。特に気がかりなことがなくても次のような間隔で産婦人科等での健康診査を受け、妊娠中の健康状態をチェックしてもらいましょう。

妊娠 23 週まで…………… 4 週間に 1 回
妊娠 24～35 週まで… 2 週間に 1 回
妊娠 36 週以降…………… 毎週 1 回



母子健康手帳（親子健康手帳）交付時に、妊婦健康診査受診票と妊婦歯科健診票を併せて交付しています。

これを医療機関に提出していただくと健診料金が無料になります。

妊婦受診票は届出週数に応じて最高 14 回分まで交付できます。妊婦健診と歯科健診を受けられる際の健診料金を町が助成するもので、転出される場合は転出先で手続きが必要になります。 ※妊婦歯科健診は妊娠14週以降の体調の良い時に受診しましょう。

◆妊婦訪問・相談

順調に妊娠期を過ごしていただき、安心して出産までの準備を行っていただけるよう、希望される妊婦さんに町の保健師や管理栄養士が訪問やご相談に応じます。

【問い合わせ先】

あさぎり町こども家庭センター（免田保健センター内）

☎ 45-5133(直通)

◆伴走型相談支援事業

妊産婦さんやご家族が安心して出産・子育てができるように、町の保健師等が寄り添い必要な支援を行います。

【問い合わせ先】

あさぎり町こども家庭センター（免田保健センター内）

☎ 45-5133(直通)

赤ちゃんがうまれたら・・・

◎出生時に必要な届け出・手続き

◆出生届の提出

○生まれた日から14日以内に手続きをしてください。

☆概要 赤ちゃんが生まれた時にお父さんまたはお母さんが届け出ます。

☆届出先 住所地・出生地・本籍地のいずれかの市区町村役場

☆手続きに必要なもの

出生届書(医師または助産師の出生証明が必要です。)

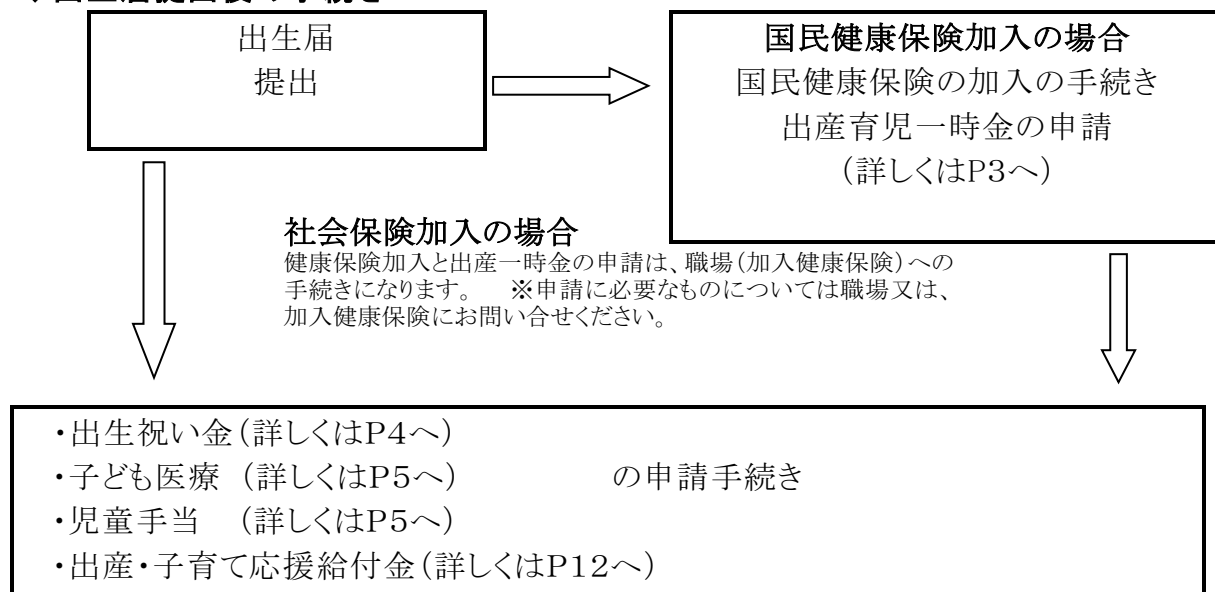
母子健康手帳(親子健康手帳)

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 町民課

☎ 45-7213(直通)

◆出生届提出後の手続き



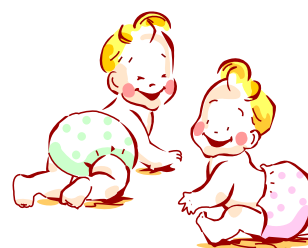
◆健康保険証の手続き

あさぎり町国民健康保険に加入の方は、あさぎり町役場総合窓口で国保加入の手続きをしてください。社会保険もしくは健康保険組合等加入の方はお勤め先での手続きが必要です。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課

☎ 45-7216(直通)



◆出生祝い金

出生児の健やかな成長を願い、出生児の養育者に対し出生祝い金を支給します。

※申請がないと支給されませんので、詳しくはお問い合わせください。

○祝い金の額

出生児 1 人につき、100,000 円

○支給申請手続き

生まれた日から 1 年以内に手続きをしてください。

○請求者(受給対象者)

出産日にあさぎり町に住所を有し生活している方が出産した出生児を養育される方で、引き続き 3 年以上あさぎり町に住所を有される方です。また町税等の納付義務を果たされている方が対象者となります。

○届出先 あさぎり町役場 総合窓口、各支所



○手続きに必要なもの

- 1) 支給申請書(窓口にあります)
- 2) 請求者の振込先口座となる通帳

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

◆出産育児一時金の直接支払制度

出産にかかった費用を、原則として医療保険者(国民健康保険・社会保険等)から直接病院に支払う制度です。ただし、出産費用が50万円(※)を超える場合、その差額分は退院時に病院などにお支払いください。また、50万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。

詳しいことは、出産される病院、またはご加入の医療保険者の窓口などにご確認ください。

(※)産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は48万8千円となります。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課
☎ 45-7216(直通)



◆子ども医療費助成制度

子ども医療費助成は、お子さまが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療により病院や薬局へ支払った負担金を助成する制度です。

○助成対象者

あさぎり町内に住所がある0歳から18歳(18歳なった最初の3月31日まで)の児童

○助成の範囲

入院または通院等に要した費用で、各医療保険が適用された医療費の一部負担額(保険適用外診療、自費分、入院時差額室料・食事療養費等は除きます。)

※部活動・登下校・授業中等、学校でのけがで、日本スポーツ振興センター給付金に該当する医療費は、子ども医療費の対象となりません。

○子ども医療費受給者証の交付の手続き

子ども医療費助成制度を利用するには、資格の申請が必要です。次の必要書類をお持ちいただき、生活福祉課で手続きをしてください。

〈申請に必要なもの〉

- (1) お子様の保険証
- (2) 振込希望口座がわかる通帳またはキャッシュカード
- (3) お子様の学生証又は在学証明書の写し

○医療費助成の方法

①窓口無料化の対象となるもの【現物給付】

・熊本県内の医療機関及び薬局の外来診療分

※受診の際は必ず窓口で『子ども医療費受給者証』と『健康保険証』を提示してください。

②窓口でお支払いが必要なもの【償還払い】

- ・入院にかかる費用
- ・熊本県内の1医療機関あたり1か月の一部負担金合計額が21,000円以上の場合
- ・熊本県外の医療機関及び薬局で診療を受けた場合
- ・整骨院、鍼灸院(保険診療分)等の受診
- ・その他窓口で無料とならなかった受診費用

《窓口で負担した子ども医療費の助成手続き》

『子ども医療費助成申請書』に必要事項を記入し、領収書(原本)を添付して、あさぎり町役場生活福祉課か支所へ医療費助成の申請をしてください。申請期限は診療を受けた翌月から6か月以内です。これを過ぎると申請できませんのでご注意ください。

○償還払いの場合インターネット申請もできます！



QRコードを読み取り、申請情報を入力後、本庁舎または各支所にあるポストに、領収書を投函してください。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
☎ 45-7214(直通)



◆児童手当

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校終了前(15歳誕生日後初めての3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

また、所得制限限度額以上の方には特例給付として支給されます。

所得上限限度額以上の方には支給されません。

※申請がないと支給されませんので、詳しくはお問い合わせください。

○手当の額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円
特例給付	一律 5,000円

※支給時期は原則として年3回(2月・6月・10月)、前月分までの手当を支給します。

○児童手当の請求手続き

生まれた日から15日以内に手続きをしてください。

○請求者

養育者(父母)のうち児童の生計を維持する程度の高い方が請求者となります。

※手続きについては代理で可です。

○手続きに必要なもの

1) 認定請求書(窓口にあります) 2) 請求者の振込先口座となる通帳

○届出先

あさぎり町役場総合窓口、各支所(公務員の方は職場にて手続きが必要です。)

【問い合わせ先】あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

◎母子健康支援

◆新生児聴覚検査助成

新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に確認する検査で、出生後入院中に検査を勧めて頂いています。自費診療となるため、あさぎり町では検査費用の助成を行っています。(上限 7,000 円の助成)

委託医療機関で検査を受けられる場合は、出生時「新生児聴覚検査受診票」を医療機関へ提出ください。7,000 円までは窓口負担はありません。なお、7,000 円を超える場合は差額を医療機関にお支払いください。

また管外で出産され検査を受けられた場合は、「新生児聴覚検査受診票」が使用できません。その際は 7,000 円を上限として償還払いを行いますのでお尋ねください。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課

☎ 45-7216(直通)

◆産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、母乳が足りているか心配、お産後、身体や気持ちの面で体調がよくない、身近に相談できる人がいない…など、出産後育児等の支援が必要な方に「産後ケア事業」を実施します。

【利用できる方】

あさぎり町に住所があり、生後1歳になるまでのお母さんと赤ちゃんで、下記の項目に該当する方

- 母乳やミルクなどうまく赤ちゃんが飲めないので授乳の様子を見てほしい・・・
- 乳腺炎のような症状がある
- 母乳が出ているか不安なので相談したい・・・ など

- 初めての出産で、赤ちゃんのお世話のことなどいろいろ聞いてみたい
- うまくいかないことが多く自信がなく気持ちが落ち込む・・・ など

- 産後の体調について聞きたい
- 夜間の授乳で寝不足なのに日中休めず疲れがとれない・・・
- ゆっくり休みたい！ など

【事業の内容】

◎ 助産師による居宅訪問型

助産師が、自宅等にうかがいお母さんの健康状態の相談、育児や授乳への直接的な指導・沐浴・乳房ケア・育児相談等を行います。

◎ 通所型(日帰り)

町と委託した利用施設に通って、日中身体を休めたり、助産師がお母さんの健康状態の相談、育児や授乳への直接的な指導・乳房ケア・育児相談等を行います。

◎ 短期入所(宿泊)型

あさぎり町と契約した産科医療機関に宿泊して、お母さんの健康状態の相談、育児不安の軽減と産後の身体の回復をサポートします。

※利用にあたっては、「産後ケア事業利用申請書兼同意書」を事前に提出して頂き、利用決定後にサービスを利用する流れとなります。

申請の仕方、利用にあたっての利用上限回数や、自己負担額などの詳細については担当課へお尋ねください。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課
あさぎり町こども家庭センター
(免田保健センター内)

☎ 45-7216(直通)

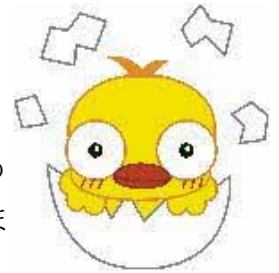
☎ 45-5133(直通)

◆赤ちゃん訪問

あさぎり町では、出生されたすべての赤ちゃんを町の保健師が訪問しています。産後のお母さんの体調や赤ちゃんの成長を確認したり、育児の相談に応じ、成長を支援することを目的としています。母子健康手帳(親子健康手帳)交付時にお渡しした出生連絡票(ハガキ)で連絡先等をお知らせください。訪問日程の調整後にうかがいます。(生後40日～60日頃)

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課 保健師 ☎ 45-7216(直通)



◆母子保健推進員訪問(3ヶ月ごろ)

地域の母子保健推進員(町が行う母子保健事業の支援や、お母さん方の相談にのっていただくボランティア)が、3ヶ月児健診の通知を持って訪問します。育児の様子や困っていることなどありましたらご相談ください。

◆育児学級

月齢や年齢に応じた育児のポイントを保健師・管理栄養士がお話ししたり、調理実習や試食を行います。6ヶ月児学級では保護者の方が学習に集中できるよう、母子保健推進員が子どもさんを別室でお預かりします。

3週間前には個人通知しますが、日程一覧表でもご確認ください。

6ヶ月児学級：①身長・体重等測定

②運動発達の確認(保健師)

③保健師・管理栄養士による育児のポイント学習

④離乳食調理実習・試食

5才児学級：①身長・体重測定

②問診・ことばや発達の確認

③就学に向けての講話

④保健師・管理栄養士による育児相談



◆育児相談

育児全般についての相談や身長・体重の計測、栄養相談など保健師・管理栄養士が相談に応じます。（電話や個別の相談もこども家庭センターにおいて随時受付けています。）

相談日：毎月 1 回（日時は乳幼児健診他日程表をご覧ください。）

会 場：あさぎり町免田保健センター

持って来ていただくもの：母子健康手帳

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課 ☎ 45-7216(直通)

あさぎり町こども家庭センター ☎ 45-5133(直通)

（免田保健センター内）

◆乳幼児健診

子どもの成長を確認する機会になりますので、乳幼児健診は必ず受けて、健やかに育っている環境を整えてあげましょう。

対象のご家庭に通知をしますが、日程一覧表でもご確認ください。

3 ケ月児健診

- ①医師による診察
- ②身長・体重等測定
- ③保健師による育児のポイント学習
- ④管理栄養士による離乳食指導

10 ケ月児健診

- ①医師による診察
- ②身長・体重等測定
- ③管理栄養士による離乳食相談
- ④保健師による育児相談
- ⑤歯科衛生士による歯磨き指導
- ⑥フッ化物塗布（※希望者のみ）

1 才 6 ケ月児健診

- ①医師による診察
- ②歯科医師による診察
- ③身長・体重等測定
- ④尿検査
- ⑤歯科衛生士による歯磨き指導
- ⑥フッ化物塗布（※希望者のみ）
- ⑦保健師・管理栄養士による相談

3 才児健診

- ①医師による診察
- ②歯科医師による診察
- ③身長・体重等測定
- ④尿検査
- ⑤歯科衛生士による歯磨き指導
- ⑥フッ化物塗布（※希望者のみ）
- ⑦保健師・管理栄養士による相談

◆乳幼児の発達についての相談

ことばや行動など、発達について心配な方はお気軽に保健師にご相談ください。必要に応じて心理士の相談や専門の医師へ紹介することができます。

また、就学へ向けての準備や環境づくりのため、5 才児学級と発達相談も行っています。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課 保健師 ☎ 45-7216(直通)

◆予防接種事業

あさぎり町では、感染症を予防するために各種予防接種を実施しています。
接種方法は全て個別接種で行います。対象者には個別で通知します
ので、医療機関にて期間内にもれなく接種をお願いします。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課 ☎ 45-7216(直通)



予防接種を安全に受けるための注意点！

- ① 予防接種は体調の良い時に受けるのが原則です。日頃から保護者の方はお子さんの体質・体調など健康状態によく気を配り、かかりつけ医のもとで接種を行ってください。
 - ② 通院中の方(服薬中も含む)や1週間以内に病院を受診された方、けいれんを起こしたことのある方は、該当している予防接種を受けてもよいかを事前にかかりつけ医へ確認してください。また、感染症等の大きな病気をした後はしばらく予防接種を控え、かかりつけ医から接種許可をもらって接種しましょう。
 - ★水痘(みずぼうそう)・麻しん(はしか)・風しんは治って4週間後から
 - ★突発性発疹・りんご病は治って2週間後から
 - ★おたふくかぜは治って2～4週間後から
 - ③ 前回からの接種間隔を必ず確認しましょう。
 - ④ 接種医療機関には必ず予診票(問診票)と母子健康手帳を持参ください。
(母子健康手帳を忘れた場合は接種ができません)
 - ⑤ 接種当日の体温は必ず接種する医療機関で測定し記入します。
(体温が37.5℃以上ある場合は接種ができません)
 - ⑥ 接種終了後は30分待機していただき、帰宅後は必ず子どもの体調に変化がないかどうかをご確認ください。
 - ⑦ 予防接種後に、局所のひどい腫れなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。子どもの体質はそれぞれ違うため副反応が生じる場合があります。
そのことをよく理解し、接種後は次の点に注意して過ごしましょう。
- 予防接種後はできるだけ静かに過ごせるよう、家庭での保育が望ましいです。
はげしい運動等は避ける必要があります。
 - やむを得ず登園させなければいけない場合は、下記の点に注意しましょう！
 1. 何の予防接種をしたのかを伝える。
 2. 園では普段どおり過ごしてもいいのか、活動に制限が必要か接種医に必ず確認し園に伝える。
 3. 接種後、接種部位の異常な反応や熱発等、体調の変化があった場合にすぐ対応できるよう携帯電話、職場など確実に連絡が取れるようにしましょう。

注意!!

予防接種後の子どもの預かりについては、園によって方針が異なりますので、登園されている園に必ずご確認ください。

●子どもの予防接種

(R6.4.1 現在)

種別		対象年齢	接種回数		接種間隔	備考
ロタ タ ワ ク チ ン	ロタリ ックス	生6週0日後から 24週0日後まで	2回（経口）		初回接種後27日以上間 隔をおいて2回目を接種	初回接種は生後14週6日までに 行うことが推奨されています。 原則、同一ワクチンを接種
	ロタ テック	出生6週0日後か ら 32週0日後まで	3回（経口）		前回接種後27日以上間 隔をおいて接種	
B型肝炎		生後2月から生後 1歳に至るまでの 間にあるもの	3回		初回接種後、27日以 上間隔をおいて2回 目を接種し、3回目は 初回より139日以上間 隔をおく	※HBS抗原陽性の妊婦から生まれた乳児と して、健康保険によりワクチン投与の全部ま たは一部を受けた場合は対象外です。
Hib （ヒブ） ワクチン		生後2月から生後60 月に至るまでの間 にあるもの	《標準的な 接種期間》 開始年齢が 生後2月～7 月に至るま で	初回 3回 追加 1回	27日以上 初回接種終了後7月か ら13月までの間隔をお く	※接種開始時期により接種回数が変わりま す。
小児用 肺炎球 菌ワクチ ン		生後2月から生後60 月に至るまでの間 にあるもの	《標準的な 接種期間》 開始年齢が 生後2月～7 月に至るま で	初回 3回 追加 1回	27日以上 初回接種終了後60日 以上の間隔をおいて生 後12月に至った日以降 に	
BCG		生後1歳に至る までの間にある もの	1回			標準的な接種期間は、生後5月に達した 時から生後8月に達するまでの期間
四種混 合 （ジフテリ ア・百日 咳・破傷 風・ポリオ ）		生後2月から生後 90月に至るまでの 間にあるもの	1期初回	3回	20日以上（標準的には 20～56日までの間隔）	★2期として11歳以上13歳未満の時期にDT （ジフテリア・破傷風）接種をします。
			1期追加	1回	1期初回接種（3回）終 了後6月以上（標準的 には12月から18月ま での間隔をおく）	
五種混 合 （ジフテリ ア・百日 咳・破傷 風・ポリオ ・Hib）		生後2月から生後 90月に至るまでの 間にあるもの	1期初回	3回	20日以上（標準的には 20～56日までの間隔）	★2期として11歳以上13歳未満の時期にDT （ジフテリア・破傷風）接種をします。
			1期追加	1回	1期初回接種（3回）終 了後6月以上（標準的 には6月から18月ま での間隔をおく）	

種別		対象年齢	接種回数		接種間隔	備考
麻しん・風しん混合(MR)	《第1期》 生後12月から 生後24月に至る までの間にあるもの		1回			※麻しん・風しんの両方とも罹患された方は連絡ください。
	《第2期》 5歳以上7歳未満 のもので就学前1 年間		1回			※麻しん・風しんの両方とも罹患された方は連絡ください。
水痘	生後12月から生 後36月に至るま での間にあるもの (水痘罹患患者・任 意接種済者は対 象外)		初回	1回		標準的には生後12月から 生後15月に至るまで
			追加	1回	初回接種終了後3月 以上(標準的には初 回接種終了後6月か ら12月に至るまでの 間隔をおく)	※1回目の接種から3月後が生後36月を 超えた場合追加接種は行わない。
日本 脳炎	生後6月から生後 90月に至るまで の間にあるもの(※ 接種標準年齢は3歳 に達した時から)		1期初回	2回	6日以上(標準的 には6日から28日ま での間隔をおいて2 回)	
			1期追加	1回	1期初回接種終 了後6月以上(標 準的にはおおむね 1年を経過した時 期に1回)	★2期として9歳以上13歳未満の時期に接 種をします。
子宮 頸がん	サー バリ ックス	小学6年生～ 高校1年生 相当の女子	3回		初回接種後1月以上 間隔をおいて2回目 を接種し、3回目は 初回より6月以上間 隔をおく。	※原則3回とも同一ワクチンを接種すること ※シルガード9については1回目の接種を 15歳になるまでに受ける場合は6月の間 隔をあけて合計2回で接種を完了すること ができる
	ガー ダ シル				初回接種後2月以上 間隔をおいて2回目 を接種し、3回目は 初回より6月以上間 隔をおく。	
	シル ガード 9					

乳幼児の子育て支援

◎あさぎり町図書館

あさぎり町には、一般図書を主とする生涯学習センター図書館と児童図書を主とするせきれい館図書館があり、町内の方はどなたでも借りることができます。

《生涯学習センター図書館》

「子育て支援コーナー」には、妊娠・出産・育児に関する本があります。このほか、親子で楽しめる名作絵本もあります。

《せきれい館（あさぎり町深田校区公民館）》

赤ちゃん用の絵本をはじめ多くの児童図書や子育てに関する一般図書があります。

【問い合わせ先】

あさぎり町教育委員会 教育課 ☎ 45-7226(直通)



◎ブックスタート事業

6 ヶ月育児学級の際に、赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の配付を行っています。絵本を通じた親子のふれあいや赤ちゃんとのすてきな出会いのきっかけづくりをお手伝いしている事業です。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課 ☎ 45-7216(直通)

◎病児・病後児保育事業

子どもの急な病気のと看や、病気の回復期にある子ども(病後児)の保育について、次の施設を利用できます。

《ホッと館（公立多良木病院内）》

○対象年齢…生後6 ヶ月から小学校6 年生まで

○開設時間…月曜～金曜日の午前8 時から午後5 時まで(最大午後6 時まで)

○利用料金 1 日 … 2, 0 0 0 円 (連日利用の2 日目以降は1, 0 0 0 円)
半日 … 1, 0 0 0 円

延長料金(午後5 時以降) 3 0 分あたり… 5 0 0 円

但し、きょうだい利用で2 人以降は250 円 給食代… 3 1 0 円

○申 込 先… ホッと館☎4 2 - 2 8 2 8

《あさぎり病後児保育（あさぎりこども園南側）》

- 対象年齢…生後6ヶ月から小学校3年生まで
- 開設時間…月曜～土曜日の午前9時から午後5時30分まで
- 利用料金 1日 … 1,500円（昼食代含む）
※病後児のみ。病児は預かれません。
- 申込先… あさぎりこども園 ☎ 45-3566

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
☎ 45-7214(直通)

◆出産・子育て応援給付金

国の交付金を活用して、妊娠届出後・出生届出後に保健師等と面談をし、アンケートに回答された方へ給付金を支給しています。

◎出産応援ギフト（妊婦1人当たり現金5万円）
母子手帳交付日に面談を受けた方へ申請書をお渡しします。

◎子育て応援ギフト（子ども1人当たり現金5万円）
出生届を出された後、健康推進課より出産された方へ面談の日程を調整する電話をし、保健師等が自宅を訪問して面談を実施し、申請書をお渡しします。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
☎ 45-7214(直通)



子どもを預ける



◎保育園・認定こども園

町内には、保育園が8か所・認定こども園が4か所あります。
さまざまな保育・教育内容やサービスがありますので、保護者の
ライフスタイルなどにより利用する施設を選ぶことができます。

教育を希望する場合(1号認定)……＜利用できる施設:認定こども園＞

子どもが満3歳以上で、保護者の就労状況に関係なく教育を受けることができます。

★利用申込み方法

事前に施設にお問い合わせのうえ、生活福祉課にお越しください。

保育を必要とする場合(2号・3号認定)・・＜利用できる施設:保育園・認定こども園＞

0歳～就学前までの子どもで、仕事や病気などの事情で保育できない場合に利用
することができます。

★利用申込み方法

事前に施設にお問い合わせのうえ、生活福祉課にお越しください。

保育園・認定こども園でのサービス※利用料が発生する場合があります。

・一時預かり保育

通園していない就学前の子どもを保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚
葬祭、里帰り出産等の理由により保育できない場合に一時的に保育する事業
です。

・休日保育

日曜・祝日に保護者や同居の家族が保育することができない状況にある就
学前の子どもに対し保育を実施する事業です。

・延長保育

通常の保育時間を延長して保育する事業です。

・育児サークル

子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談
や情報交換のできる場所です。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課

☎ 45-7214(直通)

◆ 保育園

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
くわしくは、各保育園にお問い合わせください。

保育園名 Tel・住所	利用 定 員	標準 時間	延長保育 (朝・夕)	一時預かり (非在園児)	その他
上薬師保育園 ☎47-0206 上南1364	30	7:30～ 18:30	—	1,500円/1日	○短時間9:00～17:00
清水保育園 ☎45-4013 上西59-1	40	7:00～ 18:00	18:00～19:00 50円/30分 ※18:30以降 おやつ代50円	1,500円/1日	○短時間9:00～17:00
岡原もぞか 保育園 ☎45-0246 岡原北76	30	平日 7:30～ 18:30 土曜 7:30～ 12:30	—	1,500円/1日 1,000円/午前 500円/午後	○短時間9:00～17:00 ※時間帯はご相談に 応じます。 ○育児サークル 「もぞか」 第1・第3(水) 10時～12時 無料 ○いつでも園開放♪
須恵保育園 ☎45-0741 須恵1200-3	40	7:00～ 18:00	標準18:00～19:00 短時間16:00～19:00 100円/30分	3歳未満児 1,200円/1日 3歳以上児 1,000円/1日	○短時間8:00～16:00

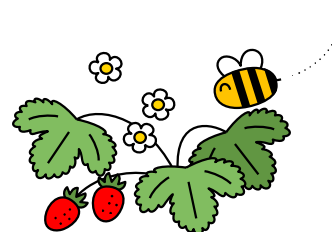
保育園名 Tel・住所	利用 定 員	標準 時間	延長保育 (朝・夕)	一時預かり (非在園児)	その他
るり光保育園 ☎45-0225 免田東1712	40	7:00～ 18:00	18:00～19:00 50円/30分	1,500円/1日 750円/半日	○短時間9:00～17:00
まどか保育園 ☎45-0505 免田東767-2	50	7:00～ 18:00	標準18:00～19:00 30円/15分未満 50円/30分未満 100円/30分以上	1,500円/1日 750円/半日	○短時間 9:00～17:00
吉井保育園 ☎45-4537 免田東1941-1	50	7:00～ 18:00	標準18:00～19:00 短時間16:00～19:00 100円/30分	3歳未満児1,500円/日 750円/半日 3歳以上児1,000円/日 500円/半日	○短時間8:00～16:00
まこと保育園 ☎45-2525 深田東788-1	60	7:00～ 18:00	18:00～19:00 100円/30分	3歳未満児1,500/日 750円/半日 3歳以上児1,000円/日 500円/半日	○短時間9:00～17:00



◆認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て家庭に対する支援も行う施設です。

くわしくは各認定こども園にお問い合わせください。



認定こども園名 Tel・住所 (受入年齢)	利用 定員	標準 時間	延長保育 ※2,3号 のみ	一時預かり ※在園児(1号) または非在園児	その他
あおぞらこども園 (旧あおぞら幼稚園) (旧上第二保育園) ☎45-0666 上北2215 (0歳から)	35	平日 7:30～ 18:30 土曜 7:30～ 17:30	標準 7:00～7:30 18:30～19:00 短時間 7:00～9:00 17:00～19:00 100円/30分	[在園児] 7:30～9:00 14:00～19:00 土7:30～17:30 月額:4,000円 日割り:1日200円 [非在園児] 1日1,000円 半日500円	○1号認定 9:00～14:00 ○短時間 平日・土曜 9:00～17:00 ○育児サークル 開設準備中(毎月第3水曜日)
摩耶幼稚園 (旧中球磨幼稚園) ☎45-0573 免田東1912 (0歳から)	35	平日 7:30～ 18:30 土曜 8:00～ 17:00	標準 7:00～7:30 18:30～19:00 短時間 7:00～9:00 17:00～19:00 100円/30分	[在園児] 平日14:00～18:00 1日200円 月1,500円 土曜8:00～17:00 1日500円 [非在園児] 1日1,500円～	○1号認定 9:00～14:00 ○短時間 9:00～17:00 ○ハッピーサークルMAYA(育児サークル)月1回 10:00～12:00 無料
あさぎりこども園 (旧早苗保育園) ☎45-3566 免田西2591 (0歳から)	60	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 500円/月 100円/30分	[在園児] 14:00～19:00 1時間100円 月1,000円 [非在園児] 1時間200円 1日1,500円	○1号認定 8:30～14:00 ○短時間 9:00～17:00 ○休日保育
専立寺こども園 (旧専立寺保育園) ☎45-4372 岡原南868 (0歳から)	90	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 50円/人	[在園児] 1日200円 月2,000円 [非在園児] 1,000円/午前 500円/午後	○1号認定 平日9:00～14:00 土曜9:00～12:00 ○短時間 9:00～17:00 ○育児サークル 「ひよこ」 第2・第4(水) 10時～12時 無料 ○いつでも園開放 ♪



ひとり親家庭への支援

◎経済的支援

◆母子寡婦福祉資金、父子福祉資金

母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金は、ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るために各種の資金を貸し付けています。貸付を受けるには事前相談が必要です。下記までお問い合わせください。

①貸付を受けられる方は、次のとおりですが、資金の種類により異なります。

- 1) 母子家庭の母と児童(20 歳未満)、寡婦
- 2) 父子家庭の父と児童(20 歳未満)
- 3) 父母のいない児童(20 歳未満)

◎主な資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、就学資金、技能習得資金、
就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、
就学支度資金、結婚資金、夢づくり教育資金



【問い合わせ先】

熊本県球磨福祉事務所 ☎ 22-1040

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

◆児童扶養手当制度

離婚などの理由で父親又は母親のいない児童等が養育される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

①支給対象者

ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で障がい(政令で定める程度)のある児童を養育している方に支給されます。また、父が重度の障がい者である家庭、孤児を養育されている方、父又は母がDV保護命令を受けた場合も同様に手当が支給されます。

②手当支給額

手当の支給額は、受給者本人または生計を同じくする扶養義務者(受給者の父母など)の所得に応じて全部支給・一部支給停止・全部支給停止の3つに区分されます。なお、この支給額の区分は毎年受給者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがなされます。

「全部支給」の方で支給対象児1人の場合は月額45,500円、「一部支給停止」の方で支給対象児1人の場合は所得に応じて月額10,740円～45,490円となります。

支給対象児の2人目は月額10,750円(一部支給は5,380円～10,740円)加算、3人目以降は1人につき月額6,450円(一部支給は3,230円～6,440円)加算します。

③手当の支払い

手当の支払いは奇数月の11日に、その前月分までの手当(2ヶ月分)が受給者の金融機関口座に入金されます。

④認定請求について

あさぎり町役場生活福祉課で請求の受付を行っています。

戸籍謄本や健康保険証などの書類が必要になりますので事前にお問い合わせください。

⑤現況届

児童扶養手当を受けている方は、手当を引き続き受ける要件があるかの確認、及び支給額区分を決定するために、毎年8月1日に「現況届」を提出することとなっています。この「現況届」の提出がなければ11月分以降の手当の支給がなくなります。また、現況届を2年間提出されませんと手当の受給権がなくなります。

⑥その他

- ・申請がないと支給されませんので、詳しくはお問い合わせください。
- ・所得制限限度額以上の場合は全部支給停止となります。
- ・父または母の公的年金の加算対象となっている児童を除きます。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

◎生活上の支援

◆ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)等の医療費の一部を助成しています。

①助成対象者

あさぎり町内に住所を有する母子家庭の母、または父子家庭の父及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童が対象です(所得制限があります)。

※この制度では「母子家庭の母」「父子家庭の父」とは「配偶者のない者であって、20歳未満の児童を扶養する者」、「児童」とは「18歳に達する日以後最初の3月31日までの者」としています。

②助成額

助成対象者またはその保護者が保険診療分の一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。ただし、加入保険による付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

※支援費医療制度、特定疾患など他の医療費助成制度を受けている場合は助成の対象外となります。

③申請受付

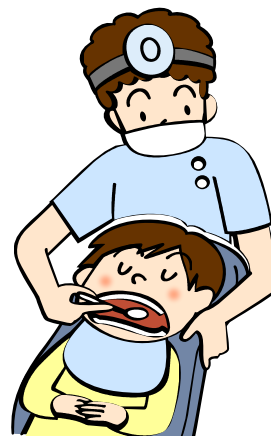
あさぎり町役場 生活福祉課

④その他

毎年、8月1日の時点で資格確認を行いますので、7月下旬に届く関係書類の提出を忘れずに行なってください。また、住所、氏名、加入健康保険、世帯の構成等に変更があれば変更届を提出していただく必要があります。あさぎり町役場総合窓口まで届出てください。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)





障がいのある子どもの子育て支援

◎経済的支援

◆特別児童扶養手当

20歳未満で一定以上の、障がいのある子どもさんを養育している方に手当が支給されます。

※ 所得制限などの支給要件があります。

手当額：1級 …… 1人につき 月額 55,350円
2級 …… 1人につき 月額 36,860円

※令和6年4月時点

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
熊本県県南広域本部 福祉課

☎ 45-7214(直通)
☎ 0965-33-8756

◆障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の子どもさんに対し手当が支給されます。

※所得制限などの支給要件があります。

手当額：月額 15,690円

※令和6年4月時点

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
熊本県県南広域本部 福祉課

☎ 45-7214(直通)
☎ 0965-33-8756

◆重度心身障害者医療費助成事業

入院及び通院にかかる医療費の一部を助成する事業です。

対象者

- ①身体障害者手帳1級・2級を有する人
- ②療育手帳A1・A2を有する人
- ③精神障害者福祉手帳1級を有する人

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課
☎ 45-7214(直通)



※上記については、制度の概要を記載しています。

支給を受ける場合は、各問い合わせ先に支給要件や金額等を必ずご確認ください。

◎生活上の支援

◆障害者手帳

各種サービスを受けやすくし、障害等級に応じて各種控除・割引等の制度が受けられます。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課

☎ 45-7214

・身体障害者手帳

身体機能に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。

・療育手帳

知的機能に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。

・精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に対して交付を行っている手帳です。



◎各種支援制度

◆生活や療育などの相談

相談支援事業

相談支援事業所けやき(身体障がい者)

☎ 22-7022

相談支援センターうぐいす(知的障がい者)

☎ 26-3066

地域生活支援センター翠(精神障がい者)

☎ 22-2570

◆親の会「さくらんぼの会」

子育てで悩みを持つ保護者の方と、育児について色々話せる場所です。

☎ 45-7216 (事務局：あさぎり町役場 健康推進課)

◆各種福祉サービス

各種福祉サービスについては申請が必要です。支給要件や利用者負担があります。

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

預かり・お泊り療育事業

短期入所・・・介護者が病気等の場合、施設で日常生活のお世話をします。

日中一時支援・・・一時的な預かり(日帰り)をいたします。

児童発達支援・放課後等デイサービス・日常生活や集団生活の指導や訓練を行います。

福祉用具・住宅改修等

日常生活用具給付・レンタル・・・特殊ベッド・手すり等の福祉用具を給付・レンタルします。

補装具・・・車いす・義肢など、購入修理費の一部について助成します。

住宅改造・改修・・・改造・改修費用の一部を助成します。

ホームヘルパー派遣

居宅介護・・・自宅生活のお手伝いをします。

移動支援・・・外出時のお世話や危険回避等の支援を行います。



ファミリーサポートセンター

◎ファミリーサポート

ファミリーサポートセンター事業は、子育て中の勤労者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

◆対象者(依頼会員)

- ・生後3か月から小学6年生までの子どもがいる町内在住またはあさぎり町内で勤務する保護者

◆援助活動内容

- ・保育施設等、小学校、学童保育への子どもさんの送迎
- ・保育施設等の始業時間前、終業時間後の子どもさんの預かり
- ・冠婚葬祭による子どもさんの預かり
- ・買い物等外出の際の子どもさんの預かり
- ・産前産後の依頼会員宅にて家事、育児の援助

◆利用料金

平日(午前7時から午後7時)250円/30分

早朝(午前5時から午前7時)300円/30分

夜間(午後7時から午後10時)300円/30分

土、日、祝日 終日300円/30分(但し、午後10時から午前5時を除く)

※原則として宿泊はできません。町外の方は2割増となります。

料金上限(1人)

・平日1日 5,000円 ・土日祝日1日 6,000円

◎子育てサロン

子育て中のお母さん同士の交流や情報交換の場として、ちょっとした息抜きにお気軽に遊びに来てみませんか～♪季節感を取り入れた工作や、子どもさんが楽しく安心安全に遊べる広場や遊具もありますよ♪

◆会 場 ふれあい福祉センター かえで館

◆実施日 毎月第1・第3火曜日

◆時 間 午前10時から正午

◆利用料 一家族 100円

◆その他 親子のふれあいの場として開放しています。(事前予約必要。無料。)

【問い合わせ先】

あさぎり町社会福祉協議会 ☎ 47-2111(代)

小・中学生に関する子育て支援

◆就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者（生活保護の要保護者に準ずる程度に困窮している方）に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする制度です。

◆就学時健康診断

翌年度のはじめから就学する児童の健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告や、保健上必要な助言を行い、就学に関する指導を行うことを目的に実施しています。



【問い合わせ先】

あさぎり町教育委員会 教育課

☎ 45-7226(直通)

◎放課後児童クラブ（学童クラブ）

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に通う児童に対して、放課後等の安全な生活の場を提供し、集団生活による健全育成を図るものです。

○場所は、学校敷地内施設や保育園・認定こども園・町施設等などで行われています。

○学童クラブには、遊びを主として児童の健全育成・指導に資するための資格を有した「放課後児童支援員」が常時配置されています。

○保育内容・開設日・開設時間・利用料金などは、それぞれの学童クラブで異なります。申込み及び詳しくは直接学童クラブへお尋ね下さい。



【問い合わせ先】

あさぎり町役場 生活福祉課 ☎ 45-7214(直通)

放課後児童クラブ名	所在地	校区	連絡先	備考
あおぞらクラブ	上北1292	上	TEL 45-3141	旧あおぞら幼稚園
上学童クラブ	上南6-1	上	TEL 090-2392-8511	旧JA上支所
免田学童保育	免田東1719	免田	TEL 45-5545	免田小学校敷地内
中球磨学童教室	免田東1912	免田	TEL 45-0573	摩耶幼稚園
まどか学童クラブ	免田東767-2	免田	TEL 45-0505	まどか保育園
『学童教室』ハーモニークラブ	岡原北904	岡原	TEL 080-1766-3127	岡原もみじ館
JAくま木綿葉学童クラブ	須恵1219-2	須恵	TEL 43-1234	福祉の里木綿葉別館内
まこと学童保育所	深田東816-1	深田	TEL 45-2525	まこと保育園



高校生以上への子育て支援

◆あさぎり町奨学金

高校・大学等に進学または在学する生徒のうち、学校納付金等の支払いが困難と認められる方に対し奨学金を貸与し、あさぎり町内の将来有為な人材を育成することを目的とする制度です。

【問い合わせ先】

あさぎり町教育委員会 教育課 ☎ 45-7226(直通)



子どもと子どもにかかわる すべての人への子育て支援



◆「こころの健康相談」および「メンタルヘルス相談」

子ども自身が抱える悩みや子育ての様々な悩み、思春期の不登校や対人関係の悩みなどについて、精神科医師による相談や、心理士によるカウンセリングが無料で受けられます。予約制になっていますので申し込みをしてください。

【申し込み先】

あさぎり町役場 健康推進課 ☎ 45-7216(直通)

各種相談



◆ 児童相談

子どもの発達や性格・行動・しつけ、非行、子育ての悩み、子どもの虐待に関する事などの相談窓口は次のとおりとなっております。

相談料は無料です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

問い合わせ先	所在地	電話番号
県八代児童相談所	八代市西片町1660	0965-32-4426または189
人吉球磨児童家庭支援センター ゆかりの木	多良木町大字黒肥地6525番地38 (多良木学園内)	42-6657
あさぎり町こども家庭センター	あさぎり町免田東1199番地 (免田保健センター内)	45-5133

◆ 女性相談

性的被害やDV（男女間暴力）によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）・妊娠葛藤（妊娠に関する悩み）など女性特有の様々な悩みに関しての相談を受け、個々人の事情に応じた支援を行っています。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

問い合わせ先	所在地	電話番号
県女性相談センター	熊本市長嶺南2-3-3	(女性相談) 096-381-4454 (妊娠とこころの相談・思春期 保健に関する悩み・不妊相談) 096-381-4340 (DV相談) 096-381-7110
球磨福祉事務所	人吉市寺町12-1	22-1040
あさぎり町役場 生活福祉課	あさぎり町免田東1199番地	45-7214
内閣府DV相談ナビ		#8008

◆ 子どもの教育、いじめ相談

問い合わせ先	場 所 など	電話番号	受付時間
すこやかダイヤル	県立教育センター内	0968-44-7445	平日9:00~17:00
すこやか子育て 電話相談	電話相談のみ	096-383-6636	平日17:00~21:00 土 13:00~17:00
肥後っ子サポート センター	県警察本部少年課	0120-02-4976	平日8:30~17:15

◆ニート、不登校、ひきこもり、非行等の子ども・若者相談

問い合わせ先	場 所 など	電話番号	受付時間
県子ども・若者総合 相談センター	熊本市東区月出 3丁目	096-387-7000	電話8:30～21:00 平日来所(要連絡) 8:30～17:15
あさぎり町こども家庭 センター	あさぎり町免田東1199 番地 (免田保健センター 内)	45-5133	平日8:30～17:15

◆小児救急電話相談

夜間、子どもの急な病気やケガについて、経験豊富な看護師が電話で相談を受け付けます。

受付時間は平日19:00～翌朝8:00、土曜15:00～翌朝8:00、

日・祝日8:00～翌朝8:00 ☎ # (シャープ) 8000

IP電話・ダイヤル回線、光電話の場合 ☎ 096-364-9999



◆小児慢性特定疾病の医療費助成

小児がん、慢性腎炎、糖尿病などの慢性疾病の子どもを持つ世帯では、医療費の負担が高額になります。児童の健全な育成のため、対象疾病の治療にかかる医療費の一部が助成されます。

問い合わせ先 人吉保健所 ☎ 22-3107

◆心の悩み相談

問い合わせ先	場 所 など	電話番号	受付時間
熊本いのちの電話	電話相談のみ	096-353-4343	24時間体制 (年中無休)
熊本こころの電話	電話相談のみ	096-285-6688	平日9:00～16:00 (来所は事前連絡 必要)
県精神保健福祉 センター	熊本市月出3 丁目	096-386-1166	
熊本こころのケア センター	熊本市月出3 丁目	096-385-3222	

◆熊本県医療的ケア児支援センター

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談対応や地域支援体制支援のサポートを行います。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

☎ 096-373-5448

メール info@kumamoto-children.net

開所時間

午前9時から12時、午後1時から5時(土、日、祝日を除く)

※初めての方や特に重要なご相談は、午後3時までにご連絡ください。

◆熊本県小児在宅医療支援センター

子どもたちが安心して過ごす環境づくりをサポートしています。小児在宅の様々な疑問・質問にお答えいたします。

問い合わせ先

☎ 096-373-5448

ホームページ <https://kumamoto-children.net/>



岡留（おかどめ）公園（通年）

おかどめ幸福駅そばの丘の上にある公園。広大な芝生広場に滑り台などの遊具や砂場などがあり、一日中楽しめるスポットです。

3月下旬には桜、4月から5月上旬にかけてツツジ、秋にはイチョウといった季節を楽しめる公園でもあります。

天子（てんし）の水公園（おすすめ時期；5月～7月）

「くまもとの水百選」にも選ばれた湧水のある公園。里山の中にある公園一帯に20種類以上の花菖蒲が約2万株と10種類の約500株の紫陽花が植えてあり、5月下旬から6月上旬まで花を楽しむことができます。また、ホテルの名所としても知られており5月中旬には幻想的な光景を見ることが出来ます。毎年6月第1日曜日には、地元住民による手作りの花菖蒲祭りが開催され、野点のふるまいや、ステージイベントも実施されます。



森園（もりぞの）カントリーパーク（通年）

天然芝のサッカー場で、サッカーはもちろんのことグラウンドゴルフやレクリエーション等にも利用することができます。また、グラウンドの周りにはジョギングロードや展望台、児童公園も整備されています。

麓城跡（ふもとじょうあと）（おすすめ時期：11月）

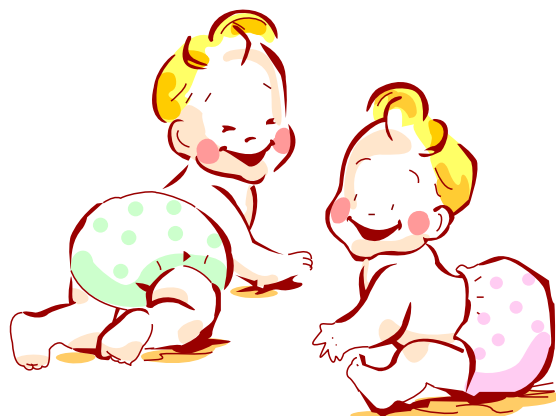
その昔、上村氏が治めていた城跡。「谷水薬師」の本堂から、遊歩道を歩いて15分程の所にあります。現在は、紅葉が約100本植えてあり、11月中旬頃から葉を赤く染めはじめ、11月下旬までが見頃。葉が落ちると、真っ赤なじゅうたんを敷き詰めたようになります。



高山（たかやま）運動公園（通年）

高山の麓にある運動公園には、グラウンド・体育館・テニスコートなどがあり、各種レクリエーション・スポーツが楽しめます。また目の前の「高山」には遊歩道が整備されており、緑の中のハイキングを楽しめます。

公園一帯には、桜・ツツジ等が植えてあり、花が咲く頃には、穴場のお花見スポットとしてお勧めです。



この情報誌の掲載内容については、十分確認していますが、制度改正や紙面の都合などから、詳細な内容を掲載できない場合もあります。

この情報誌を利用される場合は、事業主体である「問い合わせ先」に、内容を十分確認されますようお願いいたします。

あさぎり町役場

☎ 0966-45-1111（代表）

健康推進課 45-7216

生活福祉課 45-7214

町民課 45-7213

教育課 45-7226

あさぎり町こども家庭センター 45-5133

（免田保健センター内）

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地